

安心訣

一名皈依三審訣

全

特36

54

019315-000-0

特36-54

安心訣

西有 惠觀 / 編

M26.2

ABG-0001



有安老人口述

安心訣

全

一名皈依三寶訣

東京 鴻盟社發兌

安心訣自序

嚴主之門無婢虜慈母之下有敗兒嚴
 而得上士一人乎慈而得下士百人乎
 于士百人敵上士一人則何用之為
 哉然上士難得下士易得古今通患予
 雖不愛婢虜敗兒不忍見迷安心歸着
 之下士故忘謙劣發下化之心欲以易
 行道廣化導深參宗祖之意是所以有



此著也。後日若至易行道之弘盛而見性道之衰頽。則如敗兒之罪歸慈母。易行道之罪歸我乎。嗟呼。化度亦時也。墮獄亦時也。予豈可不甘受之也哉。

明治己丑晚秋

有安老人識

安心訣 一名皈依三審訣



吾宗隨徒の僧侶信徒安心の教導に方向を失はる者多し。是れ何んが故ぞ、自ら安心せざるが故也。自ら安心せざるものハ何んが故ぞ、自ら佛法を信まざるの淺きが故也。佛法を信まざるの淺きものハ何んが故ぞ、自ら佛法を信まざるの淺きが故也。吾宗祖の道に参まるとの疎あるが故也。吾宗祖の道に参まるとの疎あるハ何んが故ぞ、是れ他あり、近頃に至て行解一致眞實の正師稀れ、行解相應せざ

る邪師の之多きが故に、參學隨徒のものも亦眞實參
 學の志を起さば、偶ま其行を信ずるも其解を疑ひ、其
 解を信ずるも其行を疑ふ、半信半疑ふして修行徹底
 せず、故に師家面前に於て、抛身捨命の活機輪を轉せ
 るとあらず、抛身捨命の轉機ふきが故に身心脱落せば、
 身心脱落せざるが故に、脱落の身心現前せず、脱落の
 身心現前せざるが故に、凡情斷ぜず、凡情斷ぜざるが
 故に、經論義解古則拈提之ふ是れ妄想分別の文飾の
 みあり、退て一方に住するの日、回光返照の力乏み
 て元の半信半疑に墮しつゝ、其半信半疑ふして縁影

裡に彷徨するもの尤も多し、其已れ半信半疑ふして、
 或ハ戒師とあり、或ハ布教師と成るゐらば、何に依て
 う他の疑團を破り、安心決定せしむるとを得んや、余
 深く之を憂ふると久し矣、吾宗參學の衲子、投材轉處
 の一着を欠くも、皈依三寶の一念を確定して、身口意
 業の戒を持せるときは、人天の導師たるに足れり、金
 言已に証あり、佛示周利盤特曰く、守口攝意身莫犯、如
 是行者得度世と、巴山和尚示人云く、三學の中、惠見未
 開も、深く慚愧を知りて、定を修し、戒を持せるときは、佛
 子たるに耻ぢせと、是れ佛意と異あるとなし、余已に

憂之久しふして、容易に筆を操らざるもの、何ぞや、
 今世文明日進、學事隆盛、みして、隨て人我慢心の多き、
 諸説雜論、稻麻竹葦の如く起る時、當り我れ其學徳
 めく、又一宗は頒布して、規則と成さしむるの位置は
 ありざるを以て、漫りふ筆を勞して却て他の誅を招
 くのみ、決して行はるゝとを得ず、故は口を減んで敢
 て發せぬ、唯我平生教導するに於て、私うみ心を用ひ
 るの、然るふ余今年七十、殘喘且夕は迫る故は、愚兒
 忘醜我多年心を用る所のもの、十條を記して二三の
 徒は示す、此を以て是とせむると勿く、深く宗祖の道は

参り、高く佛意を究めて接衆以人、過ちあるらんを
 を望むのと

第一條 此の娑婆は生れ難受、此の人身を受けざる
 は、實は我等の幸福也、此幸福を得て安心せざして死
 するもの、禽獸と何ぞ擇ばんや、安心を得ると實は
 易し、唯是れ吾身心を抛捨するの、抛捨するや又難
 きふ、あらば、深く三賢を信して、確乎として一念皈依
 するの、之を翻邪皈正の三皈と云て、是れ参學人の
 轉材投入と異あるとなし、此三皈授與の法は行ふに
 於て、通授別授の口授あり、導師たるもの知らざんば

ある可らば、一念皈依せるときは、身心佛法と成り了る、之を身心抛捨と云ふ、我等此の身心佛法とあるとき、國土ハ淨土とあり、行ハ佛行となり、治生産業なき實相の門となるあり、是即ち即身成佛、娑婆即淨土、あり、或る何ぞ、然ハ則ち信心決定して、南無皈依佛と一聲唱る處は、佛体具足せると決定せし、合掌唱名の形ハ、直ニ佛行なるが故に、生々死々身ハ是れ佛子、十方世界到處ハ、是れ淨土ありと信じて決して疑いざるべし、信心決定して一聲唱る處は、業障懺悔の意も上求下化の菩提心も、含攝して餘蘊なければ、

只ご一心不乱ニ我を忘れて、南無皈依三寔と唱るとを要するの云、信ハ道元功德の母なり、此の信の一字より入るべし、梵網經曰、大衆心ニ諦ニ信ぜよ、汝ハ是當成の佛あり、我ハ是已成の佛ありと、常ニ作如是信、戒品已ニ具足せし是也、然るニ信徒を接するに於て二門を分つべし、一ハ學事歸依の徒となり、一ハ三寔皈依の徒と爲す、學事皈依の徒ハ坐觀究理を專とし、三寔皈依の徒ハ安心起行を專とせし、今安心起行の徒を攝するを以て宗とし、坐觀究理の徒ハ師家の家風ニ依て接得區々たるを以て茲ニ論ぜし

第二條 成伏安心の後唯是れ報謝の一念の之其報謝の一念を忘れざるが爲に常に三皈戒を唱ふべし、其三皈戒を三寔と云ひ、其三寔中の一寔は自ら三寔を具するの道理あるを以て、唯南無皈依佛と云ふ亦妨げあり、又一佛は諸佛を具するを以て、南無釋迦牟尼佛南無阿彌陀佛或は常は信する處の佛菩薩の名号を稱すると妨げなしと虽も、我宗祖の示す所は依れば、從今身至佛身南無皈依佛、南無皈依法、南無皈依僧と唱ふるは如くとなし、縦ひ人々常は信する處の佛菩薩の名号を稱するも、又經陀羅尼を誦するも、先

づ正は三皈戒を唱て、而して後餘の佛菩薩の名号を唱ふ、又經陀羅尼を誦するを本戒といひ、一心決定の信者ハ、唯三皈戒の之を三遍、十遍、百遍、千遍乃至數千萬遍に至るも、根氣は應じて唱ふべし、敢て經陀羅尼を誦するは及ばぬ、吾宗祖正法眼藏道心の卷は曰く、またこの生の、をけるときは、ふたつの、まなこ、たちまちにくらくなるべし、そのときを、すでに生のをはりとして、はけみて、南無皈依佛と、とふへたてまつるべし、このとき、十方の諸佛あはれを、たれさせたまふ、縁ありて、惡趣よをも却くべきつみも、転じて天上

よりまれば、佛前よりまれて、佛を、をがとたてまつり、佛
のとかせたまふ、のうをきくなり、眼のまへよ、やこの
きたらんよりの、のちい、たゆまはけきて三皈依を
となへ、たてまつること、中有すでも後生すでも、をこ
たるべからず、かくのごとくして生々世々を、つく
て、となへたてまつるべし、佛果菩提よいたらんまで
も、をこたらざるべし、これ諸佛菩薩のをとたはせ、た
まふみちなり、これを、ふりく法をささるともいふ、佛
道の身よ、そたはるともいふなり、さらよことおひ
をまへざらんと、ねがふべしと、此三皈依を唱ると

まハ必^多地獄^ガニ墮^ルセバ、永^ク惡道^ヲ離^レテ、終^ニ佛身
ニ至^ルベシ、可^ク信^ス可^ク信^ス矣

第三條 佛己^ニ成^リ佛^ノトキ、我等^ヲ以^テ、皆^ニ是^レ吾^ノ子^ノ
佛子^トナリ、又^ク有^リ情^非情^同時^成道^草木^國土^悉皆^成佛^ノ
の證明^{あり}、何^ノ疑^ふ所^う之^れあらんや、唯[、]是^レ邪^師
ニ惑^ハされ、無^明ニ醉^ヒテ、安^心決^定せざるのみ、宗^祖
曰^ク四^土ニ具^ハス我^等ト、是^レ佛^ノ四^淨土^ノ外^ニ行^ク
可^キ路^{なき}とを決^心すべし、難^有御^言なり、身^心ニ銘^ス
トて念^フ、と勿^レ

第四條 身^心抛^捨し一^死再^活、信^心決^定して、法^界を

一觀せよ、我等各々平生の爲す所ハ、之な是れ四恩に報をむるの行作あり、報國恩、父母不報一三寶に報をむる衆生に報をむるの行業にあらざるとなり、一念佛法に皈をせざるるときハ、坐禪誦經禮拜供養稱名に至るまで、皆是れ俗事世間有爲の行作におして、無明執着を長びせるの之、解脱の道に於てハ、速くして速く、身心拋捨、一死再活、信心決定の後ハ、事々本源に達し、物々解脱の法門とある、勿疑々々、若し一旦決定するも、無明に障さへられて疑念起るとときハ、直ち三寔を念むべし、正念自ら起らん、妄想煩惱起るとときも亦復如是、山僧も壯年の

ときに於て、屢々此憂ひありき、邪師に参まするハ、参ませざるもハ、如くは、我元と未熟と虽も、一分の安心を得たり、敢て人を誑かさば、乞ふ察之

第五條 安心の二字、吾宗に於てハ、二祖不可得の話を本ととすべし、五燈會元に曰く、卷ノ一有り僧神光者、曠達之士也、久居伊洛、博覽群書、善談玄理、每歎云、孔老之教、禮

術風規、莊易之書、未盡妙理、近聞達摩大士、住止少林、至人不遙、當造玄境、乃往、彼晨夕参承、祖常端坐、面壁、莫聞誨勵、光自惟曰、昔人求道、敲骨取髓、刺血濟饑、布髮掩泥、投崖飼虎、古尚若此、我又何人、其年十二月九日夜、天大

兩雪光堅立不動、遲明積雪過膝、祖憫問曰、汝之立雪中、
 當求何事、光悲淚曰、惟願和尚慈悲、開甘露門、廣度群品、
 祖曰、諸佛無上妙道、曠劫精進、難行能行、非忍而忍、豈以
 小德小智、輕心慢心、欲冀真乘、徒勞勤苦、先聞祖誨、勵潛
 取利刀、自斷左臂、置于祖前、祖是知法器、乃曰、諸佛最初
 求道為法、忘身汝今斷臂、吾前求亦可也、祖遂因與易名
 曰慧可、可曰、諸佛法印、可得聞乎、祖曰、諸佛法印、匪徒以
 得可曰、我心未寧、乞師與安、祖曰、將心來、與汝安心、可良
 久曰、覓心了不可得、祖曰、我與汝安心、竟二祖安心、拋捨
 身心、時也、盡天盡地、十方世界、一聲吐露、不可得と云ふ

是即脱体现成、本來の面目、現前の時節也、娑婆即淨土、
 身心即成佛、更一餘蘊、な一故一初祖證明して曰く、我
 與汝安心、竟ぬと、然一唯文字の解を為すものハ、不可
 得を以て、審ふ空無の思をなほ、可懸々々不足掛齒牙
 矣

第六條 他土の往生、他力成佛を勸むるものハ、吾宗
 の本意、よあらさるう、如し、彼の學道、用心集よ云ハ、
 や、或教人願、他土之往生、惑亂起于此、邪念職于此、又云、
 好道之士ハ、莫志易行、若求易行、定不達實地、必不到寶
 所者歟、と然れ共、吾宗祖意、敢て他力往生の淨土門と

謗うわ了りょう了りょうらら宗しゆ旨しゆ相さう承じやうの者ものあらざらば知しるべしう
らら縦たてひ他た土どの往わう生じやう他た力りき成じやう佛ぶつの教きやうも信しん心しん起おこららざらる
ものハ、尚なほ疑ぎて決けつ定ていせしば、古こ人にん云いく他た力りき稱しやう名なも難なん信しんの
法ほふありと、佛ぶつ縁えんの薄うすきものハ、自じ力りき他た力りき共とも疑ぎふ、是これ
難なん化けの衆しゆ生じやうあり、佛ぶつ出しゅつ世せままるも如ごと何んともいかたし、
如ごと是この衆しゆ生じやうハ、唯ただ佛ぶつ縁えんを結むすびて遠とほく入に道だうを期きままるよ
り外ほかならうるべし可たが愍み哉や

第七條 己まは是これ佛ぶつ子しあり、須まく佛ぶつ心しんを發はつままべし、佛ぶつ
心しんとハ何なんぞや、上う求もと下げ化けの菩ぼ提だい心しん是こなり、己まハ、菩ぼ提だい心しん
を發はつせしば、須まく佛ぶつ行ぎやうを行なむべし、佛ぶつ行ぎやうとハ何なんぞや、身み

口くち意い清せい淨じやうふふして十じゆ善ぜん業ぎやう道だうを行なむべし、苟なも三さん業ぎやう清せい淨じやう
ふふれば、生なじじも安あん心しん、死ししても安あん心しん、寢ねても安あん心しん、起おて
も安あん心しんなり、而しかして自みづから他たを化けままるの功こう徳とくあり、此この
安あん心しんの法ほふを捨すて、五ご欲よく六ろく塵ちんは走はり、破やぶ戒がい無む漸ぜん放はう逸いつ無む
愧くわいなるものハ、實まことは夏なつ蟲むしの燈あか火ひは投なむるが如ごとし、菩ぼ薩だつ
日ひ々々は涙なみだを濺しぐ所ところ以もつてある哉や

第八條 宗しゆ祖そ曰いく、悟さとりと云いふハ自みづか己みづかを悟さとるなり、自みづか
己みづかを悟さとると云いふハ、自みづか己みづかを忘わするなりと、是これ自みづか己みづかを
忘わすまるとハ、心しん身み抛な捨すの謂いひなり、苟なも自みづか己みづかを忘わすせざ
れハ、他た力りき往わう生じやうの一いつ念ねんも決けつ定ていままると能たがハらば、我われを忘わすれ

て稱名せむるときは、我れ彌陀となり、彌陀我とあり、彌陀と我と一体無二なりて、彌陀と我と共に解脱し、直下は往生せべし、何ぞ、淨土娑婆の隔てあらんや、法界一如、生佛不二なり、若し此の意を會せば、自力他力の論自ら盡さん、實は是れ十萬億土去此不遠あり、唯ど其宗旨の教に依て、急ぎて信心決定せべし、自力他力優劣得失を論せむと勿れ

第九條 三界無安、如幻草露の身なれば、何れ捨べき命なり、捨る處を急ぎて決定せべし、名利有漏の波浪は沈めんや、五欲六塵の糞土は抛んや、我れは思ふ、何

れ捨べき命なれば、佛法無漏の大海は放擲せべしと、惜め共惜み、遂ぐべき命あらざるや、故に、急ぎて決定せべし、南無皈依三寶

第十條 可恐れ々々、恐るべきものハ因果なり、微塵も昧せし勿れ、毫釐も欺くと勿れ、因果を昧し、因果を欺く時ハ、安心決定を妨げ、臨終正念を得ると難し、若し誤て昧し、謬て欺くときハ、業障懺悔せべし、自ら覆ひ自ら飾ると勿れ、生死事大、無常迅速、時不待人、可慎可慎

吾宗の自力安心、如是ありて、他力を假らば、他土の往

生を求め、直下成佛の理、迅速向上なるとを、頓悟
 ると、虽も、今身此娑婆世界に住まるとを以て、其心性弱
 むして、信心成就し難しと謂ひ、信心欲退者ハ専ら西
 方極樂世界阿彌陀佛を念して、彼の淨土に生むると
 を願ふべし、然れば、則ち自力の徒ハ止觀理入を正道
 として、他力の淨土門を助道とせば、又他力の淨土
 門を正道として、自力の止觀理入を助道とせる人あ
 り、相ひ助成して、菩提の道に入る、と古人の例あり、妨
 げなからべし、俱は是れ佛説修多羅の法なれば、自宗
 他宗の僻論を爲して、相誹謗せると勿れ、一代藏經ハ

吾々西天の初祖、摩迦加葉尊者の佛付囑ふして、吾宗
 ハ佛法の總府なり、とハ天童淨祖及び吾宗祖の示誨
 不あらずや、故に吾宗徒ハ一經一論は偏倚せると勿
 れ、今此の安心訣を編むるの意ハ、専ら初學の隨徒、及
 び在家信者の爲に記せざるを以て、簡單卑近を要とす、
 囑せざる由の諒焉

安心訣 終

明治廿六年二月廿五日印刷
明治廿六年二月某日出版

定價八角

編輯者

西有惠觀

印刷者
發行者

神奈川縣相模國
足柄下郡吉濱村
今村金治郎

版權
所有

發行所

東京市芝區愛宕下町
四丁目東壹番地
鴻盟社
公所

